

## 京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項

平成23年8月30日制定

平成31年4月11日改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく許可を受けた者は、同法、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（昭和29年8月12日条例第21号。以下「条例」という。）及び許可証記載の各許可条件を遵守するとともに、業務に当たっては以下の各項目を遵守すること。これらに違反した場合は、当該違反に係る行為の程度に応じて口頭指導又は警告処分を行う。

なお、口頭指導に該当する行為を行ったとき、当該行為を行った日から起算して過去2年以内に2回以上口頭指導に該当する行為を行っている場合、当該行為を警告処分とすることができる。ただし、当該警告処分を行った場合、次回及び次々回の口頭指導は警告処分とすることができない。

### 1 関係法令及び本市条例・規則の遵守に関して

- (1) 京都府公安委員会発行の「通行・駐車禁止除外指定車標章」を不正に使用しないこと（不正に使用した場合、同委員会に対し指定取消しを副申する。）。
- (2) 許可車両内の汚水について、道路上及び所定の位置を除く本市一般廃棄物処理施設内で排出しないこと。
- (3) 京都市一般廃棄物処理計画に基づき誠実に処理業務を行うこと。併せて、同計画で規定されたごみ容器以外での収集はしないこと。
- (4) 京都市内で発生した廃棄物を、京都市域外に搬出しないこと（許可を受けたものを除く。）。

### 2 本市一般廃棄物処理施設への搬入に関して

- (1) 条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の受入基準に従うこと。
- (2) 廃棄物投入前後に行う車両の計量は、不正に行わないこと。
- (3) IDタグカードの管理を適正に行い、差替え、用途外の使用を行わないこと。
- (4) 搬入変更に従うこと。
- (5) 投入ゲート前において、収集運搬した廃棄物の全部又は一部が散乱した際は清掃を必ず行うこと（ほうき等の清掃用具を携行すること。）。
- (6) 処理施設内の交通ルールを遵守すること。
- (7) 処理施設内での事故や、器物の破損などについては、処理施設の職員及び廃棄物指導課へ連絡すること。

### 3 事業の用に供する施設の運営に関して

- (1) 道路交通法及び道路運送車両法を遵守すること。  
なお、人身事故が発生した場合は廃棄物指導課へ連絡すること。
- (2) 許可車両は京都市内の一般廃棄物を収集運搬する以外の用途には使用しないこと。
- (3) 車検・故障等により予備車・代替車等を使用する場合は、あらかじめ届出を行うこと。
- (4) 車両への許可番号等の表示は、所定の位置にはっきりと明示すること。
- (5) 走行時には、機械車は必ずホッパードアを閉め、無蓋車は完全にシートを掛けること。
- (6) 許可車両及び許可車両の駐車場については、清潔に保つこと。

### 4 その他

- (1) 事業を実施するに当たっては、京都市の許可に基づく公共性の高い事業であることを深く認識し、信用を失墜する行為を行わないこと。
- (2) 代表取締役の変更及び個人許可から法人許可への切替えなど届出事項に変更がある場合は、事前に廃棄物指導課に協議すること。
- (3) 廃棄物指導課から報告書・顛末書等の提出を求められたときは従うこと。
- (4) その他市長の指示に従うこと。

#### 付 則

この遵守事項は、平成23年10月1日から適用する。

#### 付 則（平成31年4月11日決定）

この遵守事項は、決定の日から施行する。